

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和6年と平成26年との比較)	45

2	民間給与関係資料	
	令和6年職種別民間給与実態調査の概要	46
	第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
	第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
	第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
	その1 給与比較の対象職種	49
	その2 給与比較の対象外職種	57
	その3 再雇用者	59
	第15表 民間における初任給の改定状況	60
	第16表 民間における家族手当の支給状況	61
	その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額	61
	その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	61
	第17表 民間における通勤手当の支給状況	62
	その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況	62
	その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況	62
	第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
	第19表 民間における定年制の状況等	64
	その1 定年制の状況	64
	その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	64
	その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	64
3	生計費関係資料	
	令和6年4月の標準生計費算定方法	65
	第20表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費	66
	第21表 家計指標の推移	67
4	労働経済関係資料	
	第22表 労働経済指標	69
5	本県職員の給与水準関係資料	
	第23表 ラスパイレス指数の全国順位	71
	第24表 平均給与月額による全国順位	71
	第25表 平均給与月額の状況	71
6	人事院勧告の概要	73

1 県職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

令和6年4月1日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和6年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,413人）、暫定再任用職員（995人）及び臨時的任用職員（1,568人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和6年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和6年4月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課に依頼し、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和6年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,246 (6,228)	42.4 (42.0)	20.3 (19.9)	0.7 (0.7)	337,836 (335,752)	381 (397)	
研究職	323 (324)	43.6 (43.4)	20.6 (20.4)	0.9 (0.9)	392,350 (395,316)		
医療職(1)	24 (26)	45.7 (44.6)	21.9 (20.3)	0.4 (0.4)	476,862 (458,783)		
医療職(2)	272 (274)	42.2 (41.2)	18.8 (17.9)	0.7 (0.7)	355,767 (348,091)	2,158 (1,883)	
医療職(3)	106 (105)	38.6 (38.3)	15.8 (15.6)	0.1 (0.2)	320,692 (321,880)	1,109 (1,024)	
福祉職	109 (110)	38.5 (38.6)	15.6 (15.7)	0.6 (0.8)	318,861 (317,135)	39,298 (39,706)	
大学教育職	44 (44)	53.4 (57.4)	30.0 (35.0)	1.2 (1.2)	462,767 (464,957)		
高等学校等 教育職	6,297 (6,295)	43.5 (43.0)	20.7 (20.2)	0.8 (0.8)	372,072 (370,148)	4,204 (4,185)	13,360 (13,307)
中学校小学校 教育職	8,907 (8,898)	41.6 (41.2)	18.9 (18.5)	0.7 (0.7)	358,524 (356,188)	1,352 (1,262)	12,501 (12,390)
公安職	6,149 (6,148)	39.0 (38.6)	18.1 (17.8)	1.3 (1.3)	342,842 (337,235)	49 (49)	
全職	28,477 (28,452)	41.6 (41.3)	19.4 (19.1)	0.9 (0.9)	353,921 (351,060)	1,622 (1,593)	6,864 (6,819)

(注) 1 ()内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特勤手当（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

(令和6年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	6年4月 5年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,218 (8,399)	13,650 (13,528)	8,919 (8,851)	7,602 (7,507)	376,606 (374,434)	100.6	66,609 (67,504)	443,215 (441,938)
9,703 (10,284)	15,177 (15,321)	8,137 (7,856)	11,534 (10,306)	436,901 (439,083)	99.5	52,041 (53,440)	488,942 (492,523)
5,021 (4,481)	87,357 (83,740)	64,100 (60,115)	19,346 (17,131)	652,686 (624,250)	104.6	217,616 (188,434)	870,302 (812,684)
7,616 (7,411)	13,867 (13,351)	3,737 (3,454)	7,991 (8,295)	391,136 (382,485)	102.3	70,637 (57,462)	461,773 (439,947)
1,712 (1,781)	12,090 (12,135)	3,269 (3,300)	6,269 (5,566)	345,141 (345,686)	99.8	53,448 (60,432)	398,589 (406,118)
6,913 (8,441)	13,507 (13,515)		10,704 (11,880)	389,283 (390,677)	99.6	92,125 (85,667)	481,408 (476,344)
13,602 (11,545)	18,173 (18,178)	14,814 (14,814)	9,177 (8,361)	518,533 (517,855)	100.1	30,741 (31,558)	549,274 (549,413)
9,186 (9,281)	14,888 (14,817)	3,572 (3,551)	7,893 (8,060)	425,175 (423,349)	100.4	28,852 (28,417)	454,027 (451,766)
7,792 (7,782)	14,275 (14,183)	5,663 (5,725)	6,076 (6,047)	406,183 (403,577)	100.6	16,574 (16,468)	422,757 (420,045)
13,982 (13,810)	13,802 (13,532)	2,407 (2,425)	6,487 (6,781)	379,569 (373,832)	101.5	84,101 (87,515)	463,670 (461,347)
9,531 (9,560)	14,234 (14,104)	5,254 (5,250)	7,016 (7,075)	398,442 (395,461)	100.8	46,381 (47,061)	444,823 (442,522)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当、在宅勤務等手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		92 (96)	46.0 (44.9)	27.8 (26.8)	0.7 (0.7)	297,625 (301,756)	2,732 (3,107)	
企 業 職		121 (123)	46.0 (45.6)	23.5 (23.1)	1.1 (1.1)	356,073 (355,467)		
静岡がんセンター	事 業 職	77 (75)	41.2 (40.5)	18.2 (17.3)	0.6 (0.7)	328,717 (325,029)		
	研 究 職	6 (5)	48.6 (47.8)	24.5 (23.8)	1.5 (1.8)	474,994 (474,909)		
	医 療 職 (1)	182 (179)	46.1 (46.2)	22.4 (22.5)	1.7 (1.7)	511,328 (510,842)		
	医 療 職 (2)	188 (184)	39.1 (38.7)	16.5 (16.1)	0.7 (0.7)	331,378 (327,379)		
	医 療 職 (3)	636 (652)	38.6 (37.8)	16.1 (15.4)	0.5 (0.4)	325,817 (318,697)	9,902 (9,904)	
	任 期 付 企 業 研 究 員	8 (9)	66.6 (63.5)			461,816 (451,033)		
全 職		1,310 (1,323)	41.3 (40.7)	18.6 (18.0)	0.8 (0.7)	354,887 (349,940)	4,999 (5,106)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	6年4月 5年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務(へき 地)手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
7,880 (7,865)	12,066 (12,203)		5,212 (4,641)	325,515 (329,572)	98.8	27,157 (26,260)	352,672 (355,832)
12,471 (12,711)	13,939 (13,942)	8,192 (8,634)	6,130 (6,577)	396,805 (397,331)	99.9	76,342 (72,809)	473,147 (470,140)
7,097 (7,387)	12,647 (12,494)	6,010 (5,284)	6,234 (6,227)	360,705 (356,421)	101.2	98,579 (93,462)	459,284 (449,883)
16,750 (20,100)	18,194 (18,315)		5,000 (0)	514,938 (513,324)	100.3	97,351 (126,547)	612,289 (639,871)
18,082 (17,545)	85,777 (85,404)	6,696 (5,393)	8,225 (7,525)	630,108 (626,709)	100.5	700,041 (702,269)	1,330,149 (1,328,978)
7,513 (7,823)	12,576 (12,454)	1,002 (1,404)	5,357 (5,721)	357,826 (354,781)	100.9	76,721 (68,249)	434,547 (423,030)
5,953 (5,207)	12,673 (12,381)	843 (823)	7,399 (7,387)	362,587 (354,399)	102.3	76,070 (80,266)	438,657 (434,665)
	17,087 (16,688)			478,903 (467,721)	102.4	36,685 (33,290)	515,588 (501,011)
8,680 (8,275)	22,940 (22,461)	2,593 (2,433)	6,825 (6,755)	400,924 (394,970)	101.5	160,623 (158,742)	561,547 (553,713)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,246 (6,228)	21.9 (21.9)	4,873 (4,836)	78.0 (77.6)	117 (128)	1.9 (2.1)
研究職	323 (324)	1.1 (1.1)	313 (316)	96.9 (97.5)	3 (2)	0.9 (0.6)
医療職(1)	24 (26)	0.1 (0.1)	24 (26)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	272 (274)	1.0 (1.0)	265 (259)	97.4 (94.5)	7 (15)	2.6 (5.5)
医療職(3)	106 (105)	0.4 (0.4)	105 (103)	99.1 (98.1)	1 (2)	0.9 (1.9)
福祉職	109 (110)	0.4 (0.4)	108 (106)	99.1 (96.4)	1 (2)	0.9 (1.8)
大学教育職	44 (44)	0.1 (0.1)	42 (42)	95.5 (95.5)	2 (2)	4.5 (4.5)
高等学校等 教育職	6,297 (6,295)	22.1 (22.1)	6,043 (6,052)	96.0 (96.1)	197 (190)	3.1 (3.0)
中学校小学校 教育職	8,907 (8,898)	31.3 (31.3)	8,674 (8,659)	97.4 (97.3)	233 (239)	2.6 (2.7)
公安職	6,149 (6,148)	21.6 (21.6)	2,896 (2,863)	47.1 (46.6)	36 (35)	0.6 (0.6)
計	28,477 (28,452)	100.0 (100.0)	23,343 (23,262)	82.0 (81.8)	597 (615)	2.1 (2.2)

(注) () 内は、前年の調査結果である。

(令和6年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,237	19.8	19	0.3	4,027	64.5	2,219	35.5
(1,246)	(20.0)	(18)	(0.3)	(4,026)	(64.6)	(2,202)	(35.4)
7	2.2			264	81.7	59	18.3
(6)	(1.9)			(262)	(80.9)	(62)	(19.1)
				18	75.0	6	25.0
				(20)	(76.9)	(6)	(23.1)
				130	47.8	142	52.2
				(128)	(46.7)	(146)	(53.3)
				6	5.7	100	94.3
				(6)	(5.7)	(99)	(94.3)
0	0.0			56	51.4	53	48.6
(2)	(1.8)			(56)	(50.9)	(54)	(49.1)
				38	86.4	6	13.6
				(41)	(93.2)	(3)	(6.8)
57	0.9			3,482	55.3	2,815	44.7
(53)	(0.8)			(3,490)	(55.4)	(2,805)	(44.6)
				4,401	49.4	4,506	50.6
				(4,376)	(49.2)	(4,522)	(50.8)
3,217	52.3			5,516	89.7	633	10.3
(3,250)	(52.9)			(5,534)	(90.0)	(614)	(10.0)
4,518	15.8	19	0.1	17,938	63.0	10,539	37.0
(4,557)	(16.0)	(18)	(0.1)	(17,939)	(63.1)	(10,513)	(36.9)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1	1						9
3										2
4			1				1			1
5			2							1
6			3							
7		2	3	1						
8		28	12							
9	8	6	5						1	
10		9	27						3	1
11		2	8							
12	7	110	21	1					3	
13	3	17	5	1					19	
14	1	7	107	1					11	
15	2	5	12						6	
16	7	134	14						3	
17	2	6	7						1	
18	4	19	32	1				1		
19		5	10					2		
20	5	39	25					1		
21	1	8	9	1				5		
22	4	137	108	6				7		
23		4	11	6				2		
24	8	25	32	4				8		
25	3	5	16	5				9		
26		92	92	21				6		
27	1	2	15	15				9		
28	7	5	39	21				8		
29	120	5	18	6				13		
30		9	72	34				8		
31	3	2	13	11	1		5	4		
32	126		33	27			73			
33	3	2	11	12			20	1		
34	6	7	74	20	1	1	21			
35	2	3	23	18			14	1		
36	131	2	43	50	1		9			
37	13	3	12	20			13			
38	7	3	48	21		1	13	1		
39	4	1	14	7			2			
40	7	1	31	39			7			
41	1	2	7	16		2	2			
42	4		40	27		1	2			
43	2	1	10	8			11			
44	4	2	13	27		1	2			
45	3	3	5	8			2			
46	1	1	10	19	1	1				
47	2		5	11	1	1	2			
48		2	9	37		2	2			
49		1	4	33	5	2				
50			3	29	3	36	4			
51			4	24	1	47	1			
52		2	5	27	3	28				
53		2	1	27	3	26				
54		1	4	15	7	56				
55		1	4	19	6	85				
56		1	9	35	11	48				
57			3	23	12	28				
58			2	28	10	39				
59			1	14	14	44				
60			4	33	15	39				
61			3	37	13	16				
62			3	24	17	21				
63			4	18	14	23				
64			2	36	10	26				

(令和6年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65		1	1	30	11	17				
66		1	2	31	13	20				
67			2	44	23	19				
68			3	22	37	15				
69			1	21	32	17				
70			1	20	18	7				
71				13	16	11				
72			1	15	21	9				
73		1		14	24	9				
74		1	1	12	35	9				
75			1	21	33	10				
76		1	2	14	24	7				
77			1	14	39	17				
78			4	9	32	6				
79			1	26	16	8				
80			1	9	29	4				
81			3	16	23	3				
82				16	26	6				
83			1	17	23	5				
84				14	18	7				
85			2	11	31	45				
86			1	10	23					
87				15	17					
88				11	22					
89			3	7	29					
90			1	11	19					
91			1	15	22					
92				8	12					
93				4	21					
94			3	3	23					
95			2	11	32					
96			2	6	8					
97			1	1	16					
98			3		28					
99			1	8	9					
100			1	3	10					
101				55	115					
102			3							
103			2							
104			3							
105			4							
106										
107			3							
108			1							
109			1							
110										
111			1							
112			2							
113			16							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	502 (8.0)	729 (11.7)	1,247 (20.0)	1,482 (23.7)	1,079 (17.3)	825 (13.2)	235 (3.8)	86 (1.4)	47 (0.7)	14 (0.2)
									総計	6,246 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4			3			
5		5				
6						
7			1			
8		2	3			
9			1			
10						
11						
12		2	2			
13		1	3	2		
14						
15						
16			4			
17		6	1			
18			2			
19		2				
20		4	5			
21			2			
22		1	1	2		
23			1			
24		6	5	1		
25			7			
26			1			
27			3	1		
28		6	4	2		
29		1		1		
30		1	2	2		
31		1		1	20	
32		2	2	2		
33		1		2	1	
34			1	3	2	
35			1	1		
36		2	3	2		
37			5	1	1	
38				2		
39		1	1	2	1	
40			1			
41		1	1		1	
42			3	3	4	
43					1	
44						
45			1	1		
46				2	1	
47				4		
48				3		
49				2		
50				2		
51				2		
52				4		
53						
54				2		
55				1		
56				1		
57					1	
58				4		
59				2		
60				1		
61				1		
62				1		
63						
64			1	3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				3		
66				5		
67						
68						
69						
70						
71				2	1	
72				2		
73				94	1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		45 (13.9)	71 (22.0)	172 (53.3)	35 (10.8)	
					総計	323 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	2				
13					
14					
15					
16	1	1			
17					1
18					
19					
20	1				
21				1	
22					
23					
24					
25	1		1		
26					
27		1			
28	1			1	
29					
30	1				
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38				1	
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57				1	
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69				5	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	7 (29.2)	3 (12.5)	2 (8.3)	11 (45.8)	1 (4.2)
				総計	24 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3				2			
4				3			
5							
6							
7							
8		1		2			
9			1			1	
10						1	
11							
12			5				
13		1					
14					1	1	
15				1		1	
16			4	6			
17		8	1	1	1	2	
18				1		2	
19						1	
20		5		5			
21		1		1		3	
22				1			
23				1		1	
24		5	1	7	2	3	
25					1	3	
26					3	2	
27					3	2	2
28			1	4	1	1	1
29					1	2	1
30				2	5	2	2
31				1	2	5	
32				4	2	1	2
33				1	1	3	2
34				1	1	2	
35				1		5	2
36				3		1	1
37						2	1
38					2	2	2
39						3	5
40				1			4
41						1	1
42					1	1	1
43				3		3	5
44						4	
45						3	1
46					1	2	
47						2	
48						1	
49				1			
50					1		
51						3	
52						1	
53						1	
54						5	
55				1		5	
56				1		1	
57						1	
58						1	
59						1	
60							
61				1			
62						1	
63						2	
64						1	
65						2	
66							
67						2	
68						1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69							
70						2	
71							
72						1	
73						15	
74							
75							
76							
77							
78					1		
79							
80							
81							
82			1				
83							
84							
85							
86							
87				1			
88				1			
89							
90							
91							
92							
93				1			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		21 (7.7)	14 (5.2)	59 (21.7)	30 (11.0)	115 (42.3)	33 (12.1)
						総計	272 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3				1			
4							
5							
6				2			
7							
8				1			
9							
10				3			
11							
12							
13							
14			1	1			
15		7					
16							
17				2			
18		3	3	4			
19				2			
20				1			
21		1					
22		6		1			
23		1					
24					1		
25					1		
26		1		2	1		
27							
28							
29							
30		7					
31							
32					1		
33							
34		4		2	1		
35							
36					2		
37							
38				1			
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45						3	
46						2	
47							
48					1		
49							
50						2	
51							
52							
53						1	
54						1	
55						1	
56							
57						1	
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64					2		
65					2		
66					1		
67					1		
68							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70							
71							
72							
73							
74					1		
75					2		
76							
77							
78							
79					1		
80							
81							
82							
83							
84					1		
85							
86					1		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94					2		
95							
96					2		
97					14		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		30 (28.3)	4 (3.8)	23 (21.7)	38 (35.8)	11 (10.4)	
						総計	106 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15						
16		4				
17		1				
18						
19		1				
20		1				
21						
22						
23						
24		1				
25	5					
26		1				
27		1				
28	4	4				
29						
30						
31						
32	4	2				
33	2					
34						
35						
36						
37				2		
38						
39						
40		2				
41						
42		1				
43						
44		5				
45			1	1		
46		1	2	3		
47		1				
48		2		1		
49			1	1		
50		1		1		
51		1		1	1	
52		1				
53				1		
54		3		1	1	
55			1	1		
56		3				
57		1				
58						
59						
60				1		
61				1		
62						
63			1		1	
64						
65					1	
66		1		1	1	
67				1	1	
68			2	2	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69						
70				1		
71				1		
72				1		
73				1		
74						
75				1		
76				1		
77						
78						
79				1		
80						
81						
82						
83						
84						
85		2		1		
86						
87						
88				1		
89						
90						
91						
92				1		
93				1		
94						
95				1		
96				1		
97				6		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	15 (13.8)	42 (38.5)	8 (7.3)	38 (34.9)	6 (5.5)	
					総計	109 (100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				1
25				
26				1
27				
28				
29				
30			1	1
31				2
32				1
33				1
34				2
35				6
36				1
37				2
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				1
44				1
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53			2	
54	1	1		
55				
56		2	1	
57	1			
58		1		
59		1		
60				
61			1	
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68			1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70				
71		1		
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		3		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	2 (4.5)	9 (20.5)	12 (27.3)	21 (47.7)
			総計	44 (100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	60		
6				
7				
8	1	65		
9		13		
10		4		
11		6		
12	1	64		
13	1	13		
14		14		
15		5		
16		15		
17		24		
18		63		
19		6		
20		28		
21		17		
22	1	64		
23	1	5		1
24	1	31		
25	1	18		
26	2	78		3
27		4		5
28		21		4
29		33		9
30		87		8
31		6		12
32	3	37		8
33		27		13
34	3	88		6
35	2	13		5
36	2	35		9
37		23		3
38	1	102		2
39		11		1
40	2	26		7
41		16		6
42	2	18		3
43		5		1
44	1	110		1
45	3	12		1
46	5	24		1
47	1	21		
48	3	14		
49	1	13		
50	2	79		
51	1	22		
52	1	35		
53		40		
54	3	40		
55	2	8		
56		42		
57	1	25	6	
58	1	52	8	
59		21	22	
60		63	12	
61		21	17	
62	2	32	14	
63	1	11	11	
64	1	19	14	
65	3	13	14	
66		47	8	
67		7	17	
68		42	18	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		21	11	
70	1	63	8	
71		22	14	
72		50	8	
73	2	25	7	
74		30	9	
75		14	9	
76	1	34	7	
77	1	24	8	
78	2	37	2	
79	1	16	3	
80		28	7	
81		29		
82		10	3	
83		15		
84	1	57	1	
85		26	1	
86	3	37		
87	2	39		
88	4	56		
89	2	23		
90	3	41		
91		40		
92	2	50		
93	1	24		
94		34		
95	1	34		
96		67		
97		22		
98	2	47		
99		45		
100	2	59		
101	3	33		
102		38		
103	1	45		
104		57		
105	1	33		
106		47		
107	2	40		
108	1	50		
109	2	33		
110	2	43		
111	1	45		
112		52		
113		25		
114	1	32		
115		31		
116	1	22		
117		22		
118		53		
119		34		
120		51		
121	1	61		
122		28		
123		50		
124		30		
125		60		
126		35		
127		41		
128		39		
129	1	57		
130		34		
131		53		
132		22		
133		38		
134		34		
135		49		
136		50		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		63		
138		38		
139		50		
140		61		
141		81		
142		92		
143		95		
144		107		
145		103		
146		103		
147		151		
148		102		
149		234		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	105 (1.7)	5,824 (92.5)	259 (4.1)	109 (1.7)
			総計	6,297 (100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		161			
18					
19		1			
20		133			1
21		41			10
22		7			32
23		3			41
24		172			41
25		16			50
26		16			32
27		12			24
28		33			38
29		29			25
30		155			16
31		7			25
32		53			9
33		22			13
34		171			12
35		8			14
36		38			11
37		23			9
38		194			15
39		10			9
40		41			7
41		22			4
42		208			4
43		16			5
44		50			2
45		37			
46		188			2
47		14			1
48		33			
49		31			
50		180			
51		12			
52		39			
53		23			
54		26			
55		6			
56		185			
57		21			
58		58			
59		38			
60		14			
61		11			
62		144			
63		9			
64		44		1	
65		37		1	
66		95			
67		10	2		
68		70		1	

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
69		31	1		
70		130		1	
71		23	1	3	
72		74		3	
73		35	4	6	
74		37		66	
75		7	4	9	
76		14		12	
77		18	6	32	
78		86	4	10	
79		13	2	10	
80		86	5	47	
81		33	4	18	
82		81	2	14	
83		31	11	42	
84		56	4	7	
85		31	4	16	
86		35	2	30	
87		10	4	11	
88		93	1	17	
89		26	8	17	
90		65	4	5	
91		23	2	12	
92		29	2	21	
93		17	2	4	
94		15	6	3	
95		7		11	
96		7	3	8	
97		69	2	2	
98		20	2	3	
99		67	1	8	
100		45	2	4	
101		89		2	
102		37	1	7	
103		64	1	2	
104		45		3	
105		78		3	
106		42			
107		75			
108		43			
109		62	3		
110		39			
111		47			
112		39			
113		79			
114		34			
115		36			
116		13			
117		9			
118		4			
119		43			
120		44			
121		66			
122		26			
123		50			
124		51			
125		54			
126		24			
127		30			
128		48			
129		52			
130		23			
131		36			
132		32			
133		15			
134		13			
135		33			
136		30			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		40			
138		46			
139		31			
140		36			
141		34			
142		34			
143		17			
144		34			
145		38			
146		44			
147		37			
148		34			
149		30			
150		51			
151		25			
152		43			
153		42			
154		54			
155		58			
156		72			
157		65			
158		104			
159		123			
160		137			
161		115			
162		119			
163		108			
164		120			
165		405			
計		7,883 (88.5)	100 (1.1)	472 (5.3)	452 (5.1)
				総計	8,907 (100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	64									
10		1								
11										
12	50	41	1							
13	4									
14	4	10	1							
15	4	3	2							
16	58	42		1	1					
17	7	93								
18	6	14	3		1					
19	2	8	1							
20		117	3				1			
21	5	3	2	1				1		
22		31	3		5	1				
23		8	3							
24	2	100	4	1	2	1				
25	2	7	3	1	1					
26		37	11	1	3	3				
27	1	18	2			1	1			
28		93	11	2	6	2				
29	2	5	4	2	2					
30		36	6	4	4	1			1	
31		10	3	1	3	1	1		5	
32		59	14	5	9	1			5	
33	3	15	4		1	1			6	
34		34	9	8	7	1	1		5	
35		9	2	2	4	2				
36		65	20	6	7	3			4	
37	4	13	2	3	7					
38		29	16	9	10	2	2		1	
39		13	2	6	11	2			2	
40		44	26	26	8	2			1	
41	3	10	4	5	7	1			1	
42		36	20	23	9		1	1	1	
43		14	9	9	8	2	1	1		
44		50	31	25	14		3		1	
45		8	9	7	11	2	1	2	1	
46		39	27	30	18	4				
47		13	2	7	18		1	22		
48		34	30	33	24	4	1	3		
49		18	4	11	19	5	1	1	2	
50		31	22	36	14	2	2	5		
51		9	10	18	15	2	1	3		
52		36	28	47	15	5	2	1		
53		10	7	14	18	4	3	5		
54		24	31	35	18	1	4			
55		8	9	16	16	4	22	4		
56		29	18	53	16	2	14			
57		11	9	25	12	1	6			
58		31	17	27	24	6	8	2		
59		12	10	12	21		7	4		
60		25	26	40	21	5	10			
61		8	11	16	17	3	6			
62		19	19	37	26		6	3		
63		17	10	19	23	5	9			
64		38	19	29	28	3	6	2		
65		12	7	19	18		7	1		
66		20	27	40	28	2	6			
67		8	16	20	21	4	10			
68		18	17	35	27	7	6			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		13	10	15	38	2	5			
70		21	17	28	18	4	6			
71		6	7	26	19	5	4			
72		11	17	25	17	3	7			
73		4	1	22	17	3	7			
74		7	12	24	17	5	2			
75		2	7	29	15	3	9			
76		4	11	22	16	3	3			
77			5	31	10	2	4			
78		4	9	19	16	5	7			
79		1	10	19	14	3	5			
80			9	22	15	3	4			
81			3	17	19	2	2			
82			8	13	12	2	4			
83			4	20	16	2	2			
84		1	2	19	12	3	1			
85			2	17	10	2	25			
86			4	7	16	4				
87			7	15	14					
88			5	12	17	3				
89			3	10	9	16				
90			4	14	22	6				
91			2	12	13	4				
92			3	16	14	1				
93			4	19	11	39				
94				19	8					
95			4	8	21					
96			3	12	10					
97			3	6	14					
98			4	15	10					
99			4	8	10					
100			2	13	18					
101			1	12	255					
102			2	8						
103			2	8						
104			2	12						
105			1	11						
106				4						
107			2	6						
108			1	9						
109				3						
110			1	7						
111			1	3						
112			2	10						
113			1	9						
114			1	8						
115				5						
116				7						
117				5						
118				9						
119			1	5						
120				2						
121				1						
122				7						
123			1	7						
124				8						
125				99						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136			1							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			1							
計	221 (3.6)	1,620 (26.4)	814 (13.2)	1,586 (25.8)	1,341 (21.8)	224 (3.6)	246 (4.0)	61 (1.0)	36 (0.6)	
									総計	6,149 (100.0)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	7				
19	8				
20	14				
21	13				
22	120	3			7
23	131	3		1	3
24	137	7		3	5
25	158	7		9	8
26	176	5	3	4	6
27	190	5		3	1
28	175	8	2	10	3
29	177	10	1	6	6
30	177	4	2	5	5
31	163	12		5	3
32	165	13	1	9	6
33	150	9		10	1
34	134	6		8	1
35	151	6		4	1
36	140	7		8	3
37	130	7		10	1
38	109	14		9	4
39	99	8		8	
40	113	7	2	13	1
41	101	6		7	
42	112	6		13	
43	127	9		11	
44	145	7		10	2
45	142	8	1	8	2
46	124	6		7	
47	141	1		7	3
48	133	11	1	9	2
49	182	6		7	3
50	186	9	1	8	1
51	210	10	1	13	2
52	207	11		5	4
53	192	13		7	1
54	237	8		6	1
55	221	9		5	4
56	215	14		8	3
57	193	18		2	3
58	223	8		3	2
59	182	10	2	5	2
60	135	12		6	6
61			1		
62			3		
63			1		
64			1		
65			1		
66~69	1				
70歳以上					
計	6,246	323	24	272	106

(令和6年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
人	人	人	人	人	人
		1		53	61
		1		61	70
		1		71	86
		1		58	72
4		61	156	144	495
5		78	176	160	557
5		102	209	156	624
4		114	242	166	708
3		125	250	148	720
1		133	277	152	762
6		140	262	147	753
2		158	286	157	803
4		172	270	141	780
5		184	268	150	790
5		163	266	168	796
1		149	249	188	757
5	2	150	238	174	718
1		173	248	192	776
1		170	219	201	749
4		136	224	193	705
3		124	241	204	708
		150	247	202	714
3	2	144	226	202	713
4	1	160	206	187	672
6	2	154	194	194	681
1	1	165	184	188	686
4	3	160	189	199	719
	1	155	185	189	691
2	1	155	178	175	648
3	1	179	158	162	655
4	1	177	163	139	640
2		196	200	135	731
1	1	194	205	126	732
4	1	229	204	156	830
3	1	182	196	113	722
3	1	159	191	92	659
	3	163	240	96	754
3		187	274	88	791
2	1	179	282	91	795
	6	204	281	78	785
1		250	295	97	879
3	2	237	314	119	876
1	2	169	202	37	570
	4	5	1		11
	3	1	1		8
		3	4		8
	3		1		5
		1			2
		1	4		6
	1	2	1		4
109	44	6,297	8,907	6,149	28,477

第5表 扶養親族数別職員数

(令和6年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
					人
1人	807	2,026	923	3,756	1,273
2人	818	2,274	1,226	4,318	1,404
3人	408	1,271	1,122	2,801	1,811
4人	86	319	337	742	647
5人	9	31	45	85	78
6人以上	1	2	4	7	6
計	2,129	5,923	3,657	11,709	5,219

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	62人
2種	局長	局長	機関の長	123人
3種	課長	課長	機関の長	344人
4種	課の参事	課の参事	機関の長、次長、参事	518人
5種			校長	298人
6種			校長、教頭	431人
7種			教頭	405人
8種			学校の部主事	91人
計				2,272人
受給者1人当たりの平均手当月額				円 65,857

第7表 住居手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 1,520	人 3,964	人 1,555	人 7,039
手当月額 13,000 円以下の受給者	2	4	2	8
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者	472	1,703	575	2,750
30,000 円の受給者	1,046	2,257	978	4,281
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,609	円 28,162	円 28,622	円 28,360

配偶者等の居住 する借家・借間	受給者	人 7	人 0	人 4	人 11
	平均手当月額	円 14,371	円 0	円 14,500	円 14,418

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和6年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,540	人 14,807	人 5,738	人 25,085
交通機関等のみ利用者	2,365	547	1,011	3,923
交通用具のみ使用者	1,461	13,736	4,244	19,441
交通機関等・交通用具併用者	714	524	483	1,721
非受給者	705	1,538	1,149	3,392
計	5,245	16,345	6,887	28,477
受給者1人当たりの平均手当月額	円 24,106	円 10,486	円 14,983	円 13,980

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,812 人	111 人	3,923 人
	カバー率	97.2 %		
	平均運賃額	24,260 円	90,187 円	26,125 円
	平均手当月額	24,260 円	80,000 円	25,837 円
	充当率	100.0 %	88.7 %	98.9 %
交通用具 使用者	利用人員	19,441 人	0 人	19,441 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,749 円	— 円	8,749 円
	平均手当月額	8,749 円	— 円	8,749 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,588 人	133 人	1,721 人
	カバー率	92.3 %		
	平均所要額	43,177 円	92,907 円	47,020 円
	平均手当月額	43,177 円	80,331 円	46,048 円
	充当率	100.0 %	86.5 %	97.9 %
計	利用人員	24,841 人	244 人	25,085 人
	カバー率	99.0 %		
	平均所要額	13,330 円	91,670 円	14,092 円
	平均手当月額	13,330 円	80,180 円	13,980 円
	充当率	100.0 %	87.5 %	99.2 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が80,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が80,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が80,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が80,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	使用区分			計	平均使用 距離
	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車		
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	580	105	1,300	1,985	2.0
3 " 5 "	465	227	3,139	3,831	3.5
5 " 10 "	153	280	5,836	6,269	6.8
10 " 15 "	19	112	3,179	3,310	11.7
15 " 20 "	3	61	1,876	1,940	16.9
20 " 30 "		40	2,060	2,100	24.0
30 " 40 "		16	920	936	33.5
40 " 50 "		4	329	333	44.4
50 " 60 "		1	219	220	54.2
60km 以上のもの		3	235	238	69.4
計	1,220	849	19,093	21,162	12.1

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
358	69	1,178	1,605	222	36	122	380
337	180	2,942	3,459	128	47	197	372
125	235	5,660	6,020	28	45	176	249
18	106	3,137	3,261	1	6	42	49
3	61	1,866	1,930			10	10
	40	2,034	2,074			26	26
	16	823	839			97	97
	2	155	157		2	174	176
	1	67	68			152	152
	1	27	28		2	208	210
841	711	17,889	19,441	379	138	1,204	1,721

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和6年職員給与等実態調査)

区 分	令和6年4月 (A)	平成26年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,285	5,359	△ 74	98.6
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,419	4,497	△ 78	98.3
うち医療職給料表関係	391	406	△ 15	96.3
教 育 委 員 会	16,396	23,634	△ 7,238	69.4
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,275	6,362	△ 87	98.6
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	8,907	15,622	△ 6,715	57.0
警 察 本 部	6,888	6,838	50	100.7
うち公安職給料表関係	6,149	6,088	61	101.0
企 業 局	121	112	9	108.0
が ん セ ン タ ー 局	1,097	853	244	128.6
計	29,787	36,796	△ 7,009	81.0

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第 10 表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員
(令和 6 年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	249			226		9	4	3	5	2	
研究職給料表	2			2							
医療職給料表(2)	13				13						
医療職給料表(3)	6				6						
福祉職給料表	1		1								
高等学校等教育職給料表	298	9	289								
中学校小学校教育職給料表	426		426								
行政職給料表(2)	26		26								
合計	1,021										
60歳											
61歳	330										
62歳	293										
63歳	218										
64歳	180										

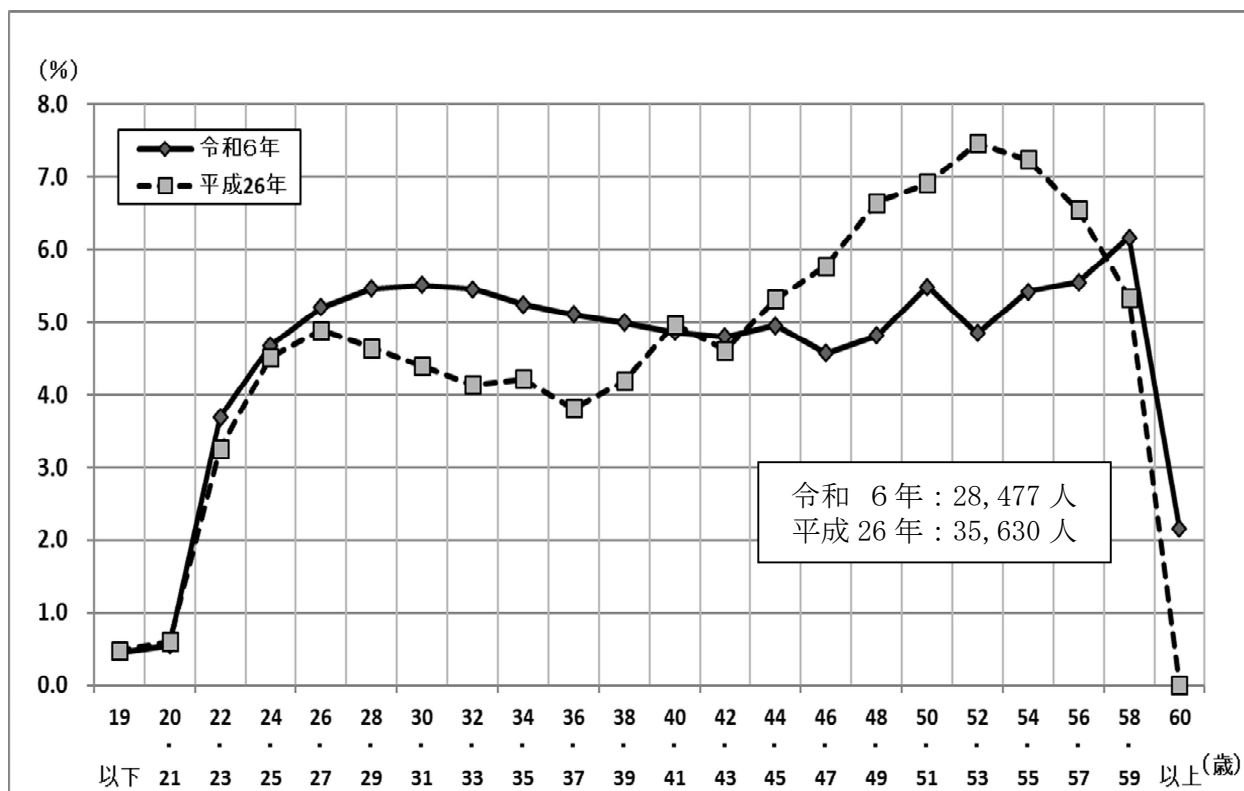
(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
行政職給料表	47			41	5		1
医療職給料表(2)	1				1		
高等学校等教育職給料表	264		264				
中学校小学校教育職給料表	103		103				
公安職給料表	38				29	9	
行政職給料表(2)	3	1	2				
合計	456						
60歳	45						
61歳	82						
62歳	113						
63歳	133						
64歳	83						

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和6年と平成26年との比較）

（令和6年職員給与等実態調査）



（注） 職員数は、第2表の調査対象職員のみで比較

2 民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,746事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種54職種の合計76職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により35層（静岡市10層、浜松市10層、政令市以外15層）に区分し、各層から442事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,482 人（行政職に相当する調査実人員 1,443 人）、初任給関係以外の調査職種 20,417 人（行政職に相当する調査実人員 19,129 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、131,162 人であり、行政職に相当するものは 112,457 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 369	事業所 79	事業所 50	事業所 47	事業所 148	事業所 45	事業所 9,471	事業所 1,705	事業所 1,281	事業所 1,152	事業所 3,879	事業所 1,454
農業、林業、漁業	2	0	0	0	0	2	22	0	0	0	8	14
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	19	3	2	0	6	8	775	145	89	83	254	204
製造業	195	31	29	26	81	28	3,927	500	553	507	1,729	638
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	64	18	8	7	26	5	1,647	333	253	191	645	225
卸売業、小売業	23	2	4	4	12	1	757	132	113	120	317	75
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	12	4	3	2	3	0	367	140	76	38	94	19
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	54	21	4	8	20	1	1,976	455	197	213	832	279

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が 11 所、調査不能の事業所が 62 所あった。
- 2 調査対象事業所 442 所から企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所 11 所を除いた 431 所に占める調査完了事業所 369 所の割合（調査完了率）は、85.6%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	250,407	254,124	* 241,550	* 220,000
		大学卒	228,167	233,043	217,762	* 204,237
		短大卒	182,333	* 183,610	* 181,041	—
		高校卒	181,809	184,903	178,571	* 173,367
	新卒技術者	大学院修士課程修了	257,476	257,953	* 248,333	—
		大学卒	231,696	236,071	227,870	* 206,730
		短大卒	203,877	212,627	196,939	* 210,000
		高校卒	189,499	188,979	191,794	* 179,990
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	256,332	257,437	245,384	* 220,000
		大学卒	229,529	234,042	222,569	205,784
		短大卒	197,006	201,870	192,208	* 210,000
		高校卒	185,712	186,979	185,243	176,732
そ の 他	新卒研究員	大学卒	* 235,070	—	* 235,070	—
	準新卒医師	大学卒	* 308,800	—	* 308,800	—
	準新卒薬剤師	大学卒	* 227,519	* 240,700	* 219,700	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 235,500	—	* 235,500	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	* 156,700	* 156,700	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	* 201,600	* 201,600	—	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

3 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については令和3年3月又は令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	34	54.6	785,906	1,071	784,835	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	20	54.2	821,069	1,750	819,319	
	短大卒	2	50.7	598,350	0	598,350	
	高校卒	12	55.8	761,146	192	760,954	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	27	54.8	721,461	71	721,390	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	17	54.8	745,370	112	745,258	
	短大卒	6	53.9	670,902	0	670,902	
	高校卒	3	56.3	781,585	0	781,585	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	659	53.5	662,997	2,866	660,131	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	469	53.4	675,357	2,819	672,538	
	短大卒	51	54.5	641,655	1,898	639,757	
	高校卒	139	53.5	634,092	3,346	630,746	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	381	53.1	691,859	1,274	690,585	同上
	大学卒	273	52.9	708,975	1,421	707,554	
	短大卒	42	52.7	662,474	1,322	661,152	
	高校卒	65	54.3	642,475	679	641,796	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長	314	51.5	621,311	2,299	619,012	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(中間職(部長-課長間))
	大学卒	252	51.1	639,951	2,499	637,452	
	短大卒	24	53.6	582,387	120	582,267	
	高校卒	37	52.9	525,992	1,470	524,522	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術部次長	216	53.7	646,449	1,156	645,293	同上
	大学卒	161	53.5	659,270	1,406	657,864	
	短大卒	31	52.4	630,341	476	629,865	
高校卒	23	56.4	596,543	613	595,930		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務課長	1,498	50.2	556,887	6,981	549,906	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	1,040	49.7	566,751	5,981	560,770		
短大卒	143	51.6	526,422	4,909	521,513		
高校卒	313	51.2	536,505	11,211	525,294		
中学卒	2	59.5	586,245	160	586,085		
技術課長	1,206	51.2	604,582	9,661	594,921	同上	
大学卒	825	50.5	609,590	5,498	604,092		
短大卒	107	53.1	602,993	8,642	594,351		
高校卒	272	52.6	590,794	21,659	569,135		
中学卒	2	56.1	569,356	92,916	476,440		

(注) 「*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	519	50.4	542,145	48,997	493,148	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	352	49.9	551,712	55,939	495,773	
	短大卒	61	52.0	499,800	30,959	468,841	
	高校卒	105	51.1	529,767	32,748	497,019	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	351	50.2	559,373	31,072	528,301	同 上
	大学卒	237	48.7	570,231	31,315	538,916	
	短大卒	37	51.5	528,056	41,586	486,470	
	高校卒	74	53.6	546,809	26,225	520,584	
	中学卒	3	57.5	494,678	12,503	482,175	
	事務係長	1,339	45.9	464,556	59,050	405,506	係の長及び係長級専門職
	大学卒	842	44.4	467,820	60,849	406,971	
	短大卒	152	49.0	442,270	51,113	391,157	
	高校卒	340	48.9	465,063	56,989	408,074	
	中学卒	5	50.6	459,028	93,205	365,823	
	技術係長	1,300	48.3	538,258	72,581	465,677	同 上
	大学卒	742	46.6	538,317	73,436	464,881	
	短大卒	138	49.5	529,879	63,795	466,084	
	高校卒	413	51.0	540,296	73,473	466,823	
	中学卒	7	49.1	577,630	95,701	481,929	
	事務主任	1,207	42.7	391,897	44,346	347,551	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大学卒	718	39.7	398,864	48,384	350,480	
	短大卒	161	47.1	376,081	37,942	338,139	
	高校卒	324	47.3	382,644	38,250	344,394	
	中学卒	4	56.4	416,873	18,505	398,368	
	技術主任	1,310	44.4	490,902	79,278	411,624	同 上
	大学卒	740	42.4	495,196	81,497	413,699	
短大卒	157	44.9	466,269	62,131	404,138		
高校卒	397	48.5	488,320	79,382	408,938		
中学卒	16	52.5	555,127	122,201	432,926		
事務係員	4,824	40.0	350,886	35,972	314,914		
大学卒	2,446	36.5	356,979	39,096	317,883		
短大卒	744	44.2	351,003	34,094	316,909		
高校卒	1,611	43.0	342,731	32,482	310,249		
中学卒	23	45.5	334,984	34,546	300,438		
技術係員	3,944	39.7	392,233	52,146	340,087		
大学卒	2,088	38.0	402,001	54,740	347,261		
短大卒	520	41.7	387,644	48,233	339,411		
高校卒	1,323	41.6	377,847	49,201	328,646		
中学卒	13	46.2	398,976	71,664	327,312		

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	28	55.2	818,473	1,270	817,203	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	
	大 学 卒	17	54.9	850,471	1,988	848,483		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	10	56.2	792,737	235	792,502		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	25	54.3	721,338	77	721,261		構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	16	54.3	746,882	120	746,762		
	短 大 卒	5	52.8	661,219	0	661,219		
	高 校 卒	3	56.3	781,585	0	781,585		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 長	455	53.5	703,912	1,012	702,900	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	
	大 学 卒	324	53.3	715,673	767	714,906		
	短 大 卒	33	54.3	694,135	751	693,384		
	高 校 卒	98	53.7	673,410	1,813	671,597		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	287	53.4	731,366	1,342	730,024		同 上
	大 学 卒	213	53.1	740,942	1,475	739,467		
	短 大 卒	29	53.5	698,715	1,639	697,076		
	高 校 卒	44	55.0	710,310	509	709,801		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 部 次 長	199	51.0	658,144	1,257	656,887	上 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	
	大 学 卒	174	50.8	662,169	1,367	660,802		
	短 大 卒	14	53.1	643,548	121	643,427		
	高 校 卒	11	52.8	589,123	834	588,289		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 部 次 長	164	54.4	674,267	1,074	673,193	同 上		
大 学 卒	125	54.1	687,995	1,205	686,790			
短 大 卒	19	53.7	655,999	673	655,326			
高 校 卒	19	57.0	619,589	746	618,843			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事 務 課 長	1,048	50.6	582,980	5,439	577,541	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職		
大 学 卒	738	50.2	587,906	4,362	583,544			
短 大 卒	98	51.7	557,468	3,650	553,818			
高 校 卒	210	51.7	575,309	10,363	564,946			
中 学 卒	2	59.5	586,245	160	586,085			
技 術 課 長	895	51.7	632,877	8,703	624,174		同 上	
大 学 卒	628	51.0	634,617	4,939	629,678			
短 大 卒	63	54.0	648,069	6,855	641,214			
高 校 卒	202	52.9	621,939	20,421	601,518			
中 学 卒	2	56.1	569,356	92,916	476,440			

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	359	51.1	546,532	54,205	492,327	前記課長に事故等のあ るときの職務代行者、 課長に直属し部下に係 長の役職者を有する 者、課長に直属し部下 4人以上を有する者、 職能資格等が同等と認 められる課長代理及び 課長代理級専門職 中間職(課長-係長間) 同上	
	大学卒	245	50.7	552,388	61,939	490,449		
	短大卒	47	51.9	492,859	33,548	459,311		
	高校卒	67	52.6	555,912	29,959	525,953		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	235	50.5	582,126	32,305	549,821		
	大学卒	163	48.8	594,146	36,598	557,548		
	短大卒	16	51.5	570,458	34,853	535,605		
	高校卒	53	54.4	558,844	21,540	537,304		
	中学卒	3	57.5	494,678	12,503	482,175		
	事務係長	878	46.1	490,605	64,652	425,953		係の長及び係長級専 門職
	大学卒	554	44.6	487,710	65,936	421,774		
	短大卒	97	48.9	465,182	54,439	410,743		
	高校卒	224	50.0	512,998	65,277	447,721		
	中学卒	3	46.7	452,466	71,216	381,250		
	技術係長	959	49.0	561,089	73,469	487,620		同上
	大学卒	531	47.1	559,701	73,489	486,212		
	短大卒	93	49.9	559,241	62,969	496,272		
	高校卒	329	52.1	563,580	76,142	487,438		
	中学卒	6	49.4	603,980	106,148	497,832		
	事務主任	805	42.7	410,422	47,792	362,630		係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属 し、部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職(係長-係員間) 同上
	大学卒	501	39.5	411,185	51,495	359,690		
	短大卒	101	47.4	399,026	41,726	357,300		
	高校卒	201	49.7	414,068	40,230	373,838		
	中学卒	2	51.5	408,284	10,343	397,941		
	技術主任	918	45.1	513,356	84,926	428,430		同上
	大学卒	494	43.3	518,315	86,488	431,827		
	短大卒	94	44.6	487,387	67,026	420,361		
高校卒	315	49.1	508,769	85,711	423,058			
中学卒	15	53.0	563,849	125,739	438,110			
事務係員	2,979	40.4	369,474	39,996	329,478			
大学卒	1,564	36.1	368,321	43,175	325,146			
短大卒	465	44.4	369,756	37,848	331,908			
高校卒	937	44.7	371,236	36,327	334,909			
中学卒	13	47.1	359,114	40,585	318,529			
技術係員	2,668	40.4	408,448	56,425	352,023			
大学卒	1,350	38.7	419,867	59,444	360,423			
短大卒	318	42.0	404,056	51,654	352,402			
高校卒	991	42.5	392,261	53,247	339,014			
中学卒	9	48.1	429,140	80,074	349,066			

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和 6 年 4 月分平均支給額		(A) - (B)	備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長	6	51.3	610,117	0	610,117	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大学卒	3	48.9	604,874	0	604,874	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	2	53.8	620,547	0	620,547	
中学校卒	-	-	-	-	-	
工場長	2	60.4	722,816	0	722,816	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	*	*	*	*	*	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	-	-	-	-	*	
中学校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	179	53.9	595,077	5,582	589,495	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大学卒	127	53.9	613,875	5,384	608,491	
短大卒	15	55.1	561,288	5,749	555,539	
高校卒	37	53.9	551,004	6,105	544,899	
中学校卒	-	-	-	-	-	
技術部長	82	52.8	587,441	1,245	586,196	同 上
大学卒	54	52.7	607,783	1,420	606,363	
短大卒	10	53.5	595,582	673	594,909	
高校卒	18	53.1	534,818	1,021	533,797	
中学校卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	109	52.8	549,077	4,859	544,218	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長-課長間)
大学卒	74	52.3	581,003	6,589	574,414	
短大卒	9	54.5	493,744	126	493,618	
高校卒	25	53.3	506,064	1,747	504,317	
中学校卒	*	*	*	*	*	
技術部次長	50	51.5	551,507	1,542	549,965	同 上
大学卒	35	51.3	541,559	2,355	539,204	
短大卒	11	51.2	597,269	247	597,022	
高校卒	4	53.4	490,668	0	490,668	
中学校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	412	49.4	499,827	10,590	489,237	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大学卒	275	48.4	517,469	10,457	507,012	
短大卒	40	50.8	475,909	8,365	467,544	
高校卒	97	50.2	466,533	11,608	454,925	
中学校卒	-	-	-	-	-	
技術課長	274	49.3	496,847	14,612	482,235	同 上
大学卒	184	48.3	499,501	8,609	490,892	
短大卒	35	50.8	493,633	13,211	480,422	
高校卒	55	51.1	491,404	31,006	460,398	
中学校卒	-	-	-	-	-	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和6年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	145	48.2	540,869	39,058	501,811	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	95	47.0	562,936	41,703	521,233	
	短大卒	13	52.7	530,859	23,496	507,363	
	高校卒	36	49.1	500,948	39,818	461,130	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	115	49.6	513,777	28,758	485,019	
	大学卒	73	48.4	518,330	20,052	498,278	
	短大卒	21	51.4	497,468	46,443	451,025	
	高校卒	21	51.5	515,641	38,358	477,283	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	396	45.2	402,292	46,040	356,252	
	大学卒	254	44.0	415,541	47,630	367,911	
	短大卒	49	49.2	389,771	43,951	345,820	
	高校卒	92	46.5	376,769	42,293	334,476	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	284	44.5	436,011	72,039	363,972	
	大学卒	185	44.2	446,280	76,182	370,098	
	短大卒	33	46.2	417,394	78,224	339,170	
	高校卒	65	44.7	418,188	59,857	358,331	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務主任	365	42.5	360,140	38,702	321,438	
	大学卒	202	40.0	371,253	42,027	329,226	
	短大卒	54	46.8	343,989	32,840	311,149	
	高校卒	107	44.4	347,486	36,099	311,387	
中学卒	2	59.5	422,305	23,668	398,637		
技術主任	363	41.4	408,532	59,397	349,135		
大学卒	233	39.5	410,184	63,845	346,339		
短大卒	55	45.8	426,559	50,710	375,849		
高校卒	74	44.4	389,218	51,195	338,023		
中学卒	*	*	*	*	*		
事務係員	1,596	38.9	314,826	27,917	286,909		
大学卒	800	37.2	335,484	30,495	304,989		
短大卒	238	44.0	313,888	26,445	287,443		
高校卒	552	39.1	286,450	24,907	261,543		
中学卒	6	38.1	265,075	25,161	239,914		
技術係員	1,144	36.9	339,571	38,901	300,670		
大学卒	677	35.7	347,056	40,651	306,405		
短大卒	183	41.0	344,147	39,277	304,870		
高校卒	280	37.3	319,840	34,497	285,343		
中学卒	4	40.4	304,682	45,375	259,307		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	25	51.2	503,560	11,845	491,715	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	18	51.8	506,496	14,024	492,472	
短 大 卒	3	54.4	419,455	0	419,455	
高 校 卒 中 学 卒	4 -	46.4 -	546,355 -	10,144 -	536,211 -	
技 術 部 長	12	49.6	561,202	100	561,102	同 上
大 学 卒	6	51.0	601,670	0	601,670	
短 大 卒	3	43.8	513,320	167	513,153	
高 校 卒 中 学 卒	3 -	53.4 -	499,532 -	326 -	499,206 -	
事 務 部 次 長	6	49.8	469,240	0	469,240	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
大 学 卒	4	50.2	445,811	0	445,811	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒 中 学 卒	* -	* -	* -	* -	* -	
技 術 部 次 長	2	50.4	579,317	0	579,317	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒 中 学 卒	- -	- -	- -	- -	- -	
事 務 課 長	38	48.6	435,881	12,210	423,671	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職
大 学 卒	27	46.5	435,464	10,519	424,945	
短 大 卒	5	54.2	410,093	4,157	405,936	
高 校 卒 中 学 卒	6 -	51.1 -	469,437 -	29,619 -	439,818 -	
技 術 課 長	37	50.6	483,033	4,778	478,255	同 上
大 学 卒	13	48.0	490,640	0	490,640	
短 大 卒	9	50.6	450,151	13,877	436,274	
高 校 卒 中 学 卒	15 -	52.3 -	494,496 -	3,846 -	490,650 -	

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考			
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
							円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	15	50.6	443,882	3,765	440,117	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上		
	大学卒	12	51.7	455,137	4,664	450,473			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	2	48.0	419,688	1,537	418,151			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術課長代理	*	*	*	*	*			
	大学卒	*	*	*	*	*			
	短大卒	-	-	-	-	-			
	高校卒	-	-	-	-	-			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務係長	65	46.6	352,706	32,915	319,791		係の長及び係長級専門職 同 上	
	大学卒	34	45.0	353,008	30,522	322,486			
	短大卒	6	51.9	342,698	33,525	309,173			
	高校卒	24	47.5	351,922	35,048	316,874			
	中学卒	*	*	*	*	*			
	技術係長	57	46.8	395,336	50,022	345,314			
	大学卒	26	46.3	413,914	51,992	361,922			
	短大卒	12	51.7	358,490	30,215	328,275			
	高校卒	19	45.6	388,014	54,843	333,171			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	事務主任	37	43.3	318,325	28,650	289,675			係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	15	42.6	331,011	25,130	305,881			
	短大卒	6	45.5	293,304	22,915	270,389			
	高校卒	16	43.1	314,806	33,626	281,180			
	中学卒	-	-	-	-	-			
	技術主任	29	42.3	352,861	31,914	320,947			
	大学卒	13	35.6	377,669	38,271	339,398			
	短大卒	8	42.8	365,064	57,782	307,282			
高校卒	8	49.3	316,122	5,324	310,798				
中学卒	-	-	-	-	-				
事務係員	249	40.4	277,081	21,430	255,651				
大学卒	82	37.9	278,231	19,118	259,113				
短大卒	41	43.8	271,012	19,359	251,653				
高校卒	122	40.7	278,380	23,738	254,642				
中学卒	4	43.6	268,942	9,286	259,656				
技術係員	132	38.7	306,247	22,715	283,532				
大学卒	61	36.8	326,268	29,326	296,942				
短大卒	19	41.1	312,399	31,173	281,226				
高校卒	52	39.7	285,909	14,265	271,644				
中学卒	-	-	-	-	-				

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*		
	守衛	6	50.3	338,143	5,560		332,583
	用務員	-	-	-	-		-
研究 関係 職種	研究所長	2	55.9	826,386	2,403	823,983	構成員50人以上の 所長(取締役兼任者を除く)。 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	41	52.7	606,160	6,254	599,906	
	研究室(係)長	45	43.9	497,648	35,167	462,481	
	主任研究員	39	40.1	498,277	63,865	434,412	
	研究員	152	35.2	357,728	36,318	321,410	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	2	68.9	2,273,590	0	2,273,590	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	5	55.8	1,738,902	63,799	1,675,103	
	医科長	2	49.5	1,439,800	0	1,439,800	
	医師	45	45.8	1,263,407	126,426	1,136,981	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	5	49.4	497,767	19,086	478,681	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	28	44.6	374,673	21,387	353,286	
	診療放射線技師	49	40.6	336,086	21,639	314,447	
	臨床検査技師	56	38.7	315,935	21,001	294,934	
	栄養士	27	38.2	280,973	16,003	264,970	
	理学療法士	120	32.8	295,263	14,800	280,463	
	作業療法士	74	33.7	291,117	11,568	279,549	
	総看護師長	4	55.8	504,922	12,788	492,134	
	看護師長	47	49.1	429,127	33,753	395,374	
	看護師	229	40.1	374,921	58,838	316,083	
准看護師	52	51.3	355,717	44,787	310,930		

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 6 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
								円
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	20	61.3	688,497	0	688,497		
	大学教授	73	57.6	618,794	0	618,794		
	大学准教授	65	49.3	523,578	0	523,578		
	大学講師	30	42.4	416,766	0	416,766		
	大学助教	17	44.8	432,205	0	432,205		
	高等学校校長	*	*	*	*	*		
	高等学校教頭	3	53.4	627,850	5,627	622,223		
	高等学校教諭	47	45.2	494,614	7,835	486,779		
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員
			一等航海士・機関士	-	-	-	-	
二等航海士・機関士			-	-	-	-		
三等航海士・機関士			-	-	-	-		
運航士			-	-	-	-		
甲板長・操機長			-	-	-	-		
甲板手・操機手			-	-	-	-		
甲板員・機関員		-	-	-	-			
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
甲板員・機関員		-	-	-	-	-		
沿 海 ・ 平 水		船長・機関長	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-	-			

その3 再雇用者
企業規模計

(令和6年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和6年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	-	-	-	-	その1の1企業規模計の備考欄参照	
	60歳	-	-	-	-		
	事務・技術部長	48	62.3	573,125	0		573,125
	60歳	11	-	670,947	0		670,947
	事務・技術部次長	72	62.3	544,111	2,733		541,378
	60歳	16	-	534,526	0		534,526
	事務・技術課長	63	62.3	451,294	5,788		445,506
	60歳	19	-	485,704	12,458		473,246
	事務・技術課長代理	47	62.5	552,997	219		552,778
	60歳	10	-	547,566	89		547,477
	事務・技術係長	115	62.3	324,021	15,228		308,793
	60歳	29	-	317,379	22,614		294,765
	事務・技術主任	95	61.9	335,260	26,967		308,293
	60歳	26	-	335,178	25,054		310,124
	事務・技術係員	1,170	62.4	301,378	17,704		283,674
	60歳	281	-	310,805	21,390		289,415

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			係長
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
静岡県	大学卒	規模計	56.0	(84.8)	(15.2)	—	44.0
		500人以上	81.1	(89.4)	(10.6)	—	18.9
		100人以上 500人未満	47.6	(78.5)	(21.5)	—	52.4
		50人以上 100人未満	10.5	(66.0)	(34.0)	—	89.5
	高校卒	規模計	49.8	(84.6)	(15.4)	—	50.2
		500人以上	72.0	(88.1)	(11.9)	—	28.0
		100人以上 500人未満	38.9	(81.6)	(18.4)	—	61.1
		50人以上 100人未満	19.3	(65.8)	(34.2)	—	80.7
全国	大学卒	規模計	49.7	(67.5)	(31.9)	(0.6)	50.3
		500人以上	90.3	(79.4)	(20.6)	—	9.7
		100人以上 500人未満	52.1	(63.8)	(35.5)	(0.7)	47.9
		50人以上 100人未満	23.7	(57.0)	(41.3)	(1.7)	76.3
	高校卒	規模計	29.2	(71.6)	(27.5)	(0.9)	70.8
		500人以上	57.9	(80.8)	(19.2)	—	42.1
		100人以上 500人未満	28.1	(67.0)	(32.0)	(1.0)	71.9
		50人以上 100人未満	15.8	(68.0)	(29.7)	(2.4)	84.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

支給の有無		割 合	
		静 岡 県	全 国
家族手当制度がある		89.4%	74.5%
	配偶者に家族手当を支給する	75.2%	53.5%
	子に家族手当を支給する	89.2%	74.0%
家族手当制度がない		10.6%	25.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,602 円	12,320 円
	配偶者と子 1 人	18,546 円	19,003 円
	配偶者と子 2 人	26,451 円	25,272 円
	子 1 人	13,691 円	13,303 円
	子 2 人	27,107 円	25,241 円
	子 3 人	40,925 円	37,208 円

- (注) 1 「配偶者」、「配偶者と子 1 人」、「配偶者と子 2 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 「子 1 人」、「子 2 人」、「子 3 人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その 2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

見直し予定の状況	割 合	
	静 岡 県	全 国
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	15.5%	15.3%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては、見直すことを検討	8.3%	11.1%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	76.2%	73.6%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第 17 表 民間における通勤手当の支給状況

その 1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	在来線の 通勤手当を 支給する					在来線の 通勤手当を 支給しない
		全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	
静岡県	90.1%	(58.1%)	(8.7%)	(26.5%)	(6.7%)	9.9%
全 国	90.4%	(52.9%)	(6.4%)	(33.9%)	(6.7%)	9.6%

- (注) 1 () 内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その 2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	特急料金を含む 通勤手当を 支給する					特急料金を含む 通勤手当を 支給しない
		全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 未満	その他	
静岡県	78.6%	(48.7%)	(7.5%)	(14.3%)	(29.5%)	21.4%
全 国	61.5%	(50.3%)	(10.4%)	(21.8%)	(17.5%)	38.5%

- (注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を 100 とした割合である。
 2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課長級		部長級(非役員)	
			一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計		49.5	50.5	42.7	57.3	42.4	57.6
	500 人以上		49.7	50.3	39.0	61.0	38.3	61.7
	100 人以上 500 人未満		48.6	51.4	45.0	55.0	44.9	55.1
	50 人以上 100 人未満		52.0	48.0	48.6	51.4	50.1	49.9
全国	規模計		55.7	44.3	52.6	47.4	51.8	48.2
	500 人以上		52.4	47.6	45.6	54.4	44.7	55.3
	100 人以上 500 人未満		57.5	42.5	54.4	45.6	53.5	46.5
	50 人以上 100 人未満		54.3	45.7	53.2	46.8	52.7	47.3

第 19 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
		静岡県	100.0%	
全 国	98.8%	75.5%	23.3%	1.2%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 2 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

		給与減額あり	給与減額なし	
			60 歳で減額	
		静岡県	課長級	70.6%
	非管理職	65.4%	50.0%	34.6%
全 国	課長級	49.5%	30.6%	50.5%
	非管理職	42.9%	28.3%	57.1%

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その 3 において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 6 年職種別民間給与実態調査)

	課長級	非管理職
静岡県	72.4%	76.4%
全 国	76.0%	77.0%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和6年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和6年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12≒30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和6年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 20 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 6 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	33,552 31,294 (32,960)	42,653 39,782 (41,900)	55,429 51,698 (54,450)	68,214 63,623 (67,010)	80,999 75,547 (79,570)
住居関係費	43,277 42,651 (45,350)	48,499 47,797 (50,820)	44,709 44,062 (46,850)	40,919 40,327 (42,880)	37,129 36,592 (38,910)
被服・履物費	6,104 5,121 (5,970)	5,704 4,785 (5,580)	8,705 7,303 (8,510)	11,708 9,822 (11,450)	14,711 12,341 (14,390)
雑費 I	19,786 19,192 (24,220)	27,131 26,316 (33,210)	41,575 40,326 (50,890)	56,031 54,348 (68,590)	70,487 68,370 (86,280)
雑費 II	12,730 16,448 (10,610)	22,953 29,658 (19,130)	28,846 37,272 (24,040)	34,739 44,887 (28,960)	40,640 52,511 (33,870)
合計	115,449 114,706 (119,110)	146,940 148,338 (150,640)	179,264 180,661 (184,740)	211,611 213,007 (218,890)	243,966 245,361 (253,020)

- (注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段()内は全国の金額である。
 2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第21表 家計指標の推移

項 目		年 月		令和 5年				
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.30	3.19	3.14	3.05	3.03	
		うち平均有業人員 (人)	1.92	1.89	1.77	1.83	1.80	
		実 収 入 (円)	509,099	437,301	867,502	629,607	569,470	
		消費支出	金 額 (円)	342,694	326,637	295,588	357,670	319,669
			前年同月比(名目) (%)	△ 7.5	△ 24.4	2.5	13.7	2.2
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2.94	2.90	2.85	2.74	2.78	
		うち平均有業人員 (人)	1.39	1.38	1.36	1.41	1.40	
		消費支出	金 額 (円)	324,039	309,944	284,114	333,635	280,804
前年同月比(名目) (%)			△ 3.7	12.6	△ 1.0	17.3	△ 3.8	
浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.44	3.43	3.36	3.33	3.31	
		うち平均有業人員 (人)	1.85	1.78	1.89	1.93	1.91	
		実 収 入 (円)	548,215	446,934	840,136	740,721	524,423	
		消費支出	金 額 (円)	333,117	301,261	317,028	390,479	384,778
			前年同月比(名目) (%)	△ 2.9	△ 30.3	△ 5.3	21.8	40.5
	全世帯	平均世帯人員 (人)	3.13	3.08	3.02	2.93	2.89	
		うち平均有業人員 (人)	1.49	1.43	1.49	1.41	1.38	
		消費支出	金 額 (円)	295,753	278,676	298,894	331,754	326,031
前年同月比(名目) (%)			0.4	△ 29.2	6.3	5.1	13.3	
全国	勤労者世帯	金 額 (円)	334,229	311,830	298,405	306,293	311,510	
		前年同月比(名目) (%)	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	△ 3.6	△ 3.4	
		前年同月比(実質) (%)	△ 6.7	△ 4.6	△ 4.4	△ 7.2	△ 6.8	
	全世帯	消費支出	金 額 (円)	303,076	286,443	275,545	281,736	293,161
		前年同月比(名目) (%)	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.3	1.1	

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 6 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.06	3.01	3.02	3.02	3.19	3.15	3.22	3.23	3.48
1.85	1.81	1.85	1.90	1.90	1.92	1.92	1.92	1.89
475,599	558,951	483,651	1,261,800	483,684	606,405	526,852	577,189	521,531
306,616	298,549	303,587	385,051	320,201	332,071	469,873	330,453	336,990
△ 29.9	△ 11.8	△ 8.2	16.3	0.0	7.4	43.0	△ 3.6	3.2
2.76	2.71	2.69	2.72	2.77	2.75	2.87	2.90	3.13
1.44	1.37	1.36	1.35	1.30	1.28	1.33	1.40	1.42
286,188	290,982	270,475	334,811	270,340	288,824	372,423	317,584	334,614
△ 18.4	△ 2.8	△ 3.2	12.2	△ 8.6	△ 1.9	23.1	△ 2.0	8.0
3.29	3.20	3.35	3.29	3.29	3.26	3.39	3.14	3.09
2.06	2.03	2.14	2.01	1.97	1.95	1.87	1.97	1.89
531,063	552,965	484,383	1,371,286	475,871	505,628	485,095	551,235	479,344
299,892	292,502	259,514	382,123	385,044	309,015	460,617	336,958	307,063
△ 3.7	△ 35.1	△ 25.9	19.8	29.3	31.3	51.9	1.2	1.9
2.91	2.92	3.05	2.98	3.03	3.00	3.01	2.89	2.82
1.50	1.51	1.59	1.51	1.57	1.55	1.49	1.57	1.50
268,253	290,491	328,028	341,356	327,252	279,413	404,612	313,575	291,771
△ 6.3	△ 23.1	4.2	16.9	23.7	18.3	37.3	6.0	4.7
311,728	330,590	301,718	348,859	313,165	307,765	353,810	345,020	318,560
△ 0.7	0.6	△ 2.1	△ 1.4	△ 5.4	3.0	4.1	3.2	2.2
△ 4.2	△ 3.2	△ 5.2	△ 4.3	△ 7.7	△ 0.3	1.0	0.3	△ 1.1
282,969	301,974	286,922	329,518	289,467	279,868	318,713	313,300	290,328
0.7	1.3	0.3	0.4	△ 4.0	2.8	1.9	3.4	1.4

4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標

項 目				年 月				
				令和 5年 4月	5月	6月	7月	
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	289,149	283,462	287,786	287,024
				前年同月比 (%)	0.6	0.6	1.3	0.7
			うち 所定内給与	金 額 (円)	262,795	259,293	262,017	261,497
				前年同月比 (%)	0.3	0.3	0.4	0.4
			一般労働者	金 額 (円)	309,738	305,988	308,959	306,520
				前年同月比 (%)	△ 0.02	0.1	0.6	0.3
		うち 所定外給与	金 額 (円)	26,354	24,169	25,769	25,527	
			前年同月比 (%)	3.5	4.0	11.4	2.7	
		一般労働者	金 額 (円)	33,515	30,793	33,023	32,294	
			前年同月比 (%)	2.9	4.5	11.9	2.0	
		全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	310,867	307,674	309,495	309,837
				前年同月比 (%)	1.0	2.1	1.8	2.0
	うち 所定内給与		金 額 (円)	285,120	283,500	285,211	285,023	
			前年同月比 (%)	1.2	2.2	1.8	2.1	
	一般労働者		金 額 (円)	341,064	338,549	340,926	340,982	
			前年同月比 (%)	1.1	2.2	2.0	2.2	
	うち 所定外給与	金 額 (円)	25,747	24,174	24,284	24,814		
		前年同月比 (%)	△ 1.1	0.7	1.1	0.7		
一般労働者	金 額 (円)	32,768	30,677	30,965	31,598			
	前年同月比 (%)	△ 1.0	0.9	1.5	0.7			
物 価	消費者物 価 指数 (総務省統計局) (令和2年=100)	静岡県	前年同月比 (%)	3.9	3.3	3.3	3.1	
		浜松市	前年同月比 (%)	3.8	3.5	3.4	3.3	
		全 国	前年同月比 (%)	3.5	3.2	3.3	3.3	
	国内企業物価指数 (日本銀行)(令和2年=100)		前年同月比 (%)	6.1	5.3	4.1	3.6	
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)	152.4	140.8	152.9	150.0	
		うち所定外労働時間数(時間)	12.8	11.9	12.6	12.2		
	全国	総実労働時間数(時間)	148.3	140.9	149.7	146.3		
		うち所定外労働時間数(時間)	12.6	11.7	11.9	12.0		
雇 用・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む)(倍)	1.25	1.26	1.25	1.23	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む)(倍)	1.32	1.32	1.31	1.30	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.2				
		全 国	月 別 (%)	2.7	2.7	2.6	2.6	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 賃金の前年同月比(%)は、指数(令和2年=100)によるものである。
 3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 6 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
284,945	286,296	289,123	290,160	289,980	284,765	283,343	285,492	291,000	285,670
1.7	1.5	1.2	1.5	1.2	0.9	0.8	1.6	1.1	1.5
260,167	260,058	261,988	263,008	262,982	259,653	258,635	259,794	264,785	260,974
1.6	1.4	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3	1.6	1.2	1.3
305,529	307,213	308,967	312,143	311,494	304,982	303,889	303,098	309,474	307,935
0.2	0.9	0.8	1.5	1.0	0.1	0.4	△ 0.4	△ 0.1	0.6
24,778	26,238	27,135	27,152	26,998	25,112	24,708	25,698	26,215	24,696
3.2	2.3	△ 1.0	3.6	0.8	△ 3.3	△ 4.9	△ 0.3	△ 0.5	2.2
31,237	33,363	34,641	35,018	34,764	31,656	31,552	32,268	33,195	31,653
1.3	1.6	△ 1.9	3.9	0.9	△ 4.3	△ 4.7	△ 2.1	△ 1.0	2.8
307,325	308,600	311,011	310,936	311,167	306,323	308,062	312,109	316,529	315,038
1.8	1.5	1.8	1.7	1.7	1.2	1.9	2.1	2.3	2.8
283,167	284,204	285,596	285,231	285,807	282,679	284,199	287,196	291,329	290,826
2.0	1.6	2.0	1.9	2.1	1.5	2.2	2.3	2.5	2.9
339,434	340,759	341,654	341,928	343,034	339,234	340,653	343,692	348,049	347,362
1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	2.3	2.3	2.7	3.2
24,158	24,396	25,415	25,705	25,360	23,644	23,863	24,913	25,200	24,212
0.0	0.2	0.0	0.1	△ 1.8	△ 3.0	△ 2.4	△ 1.1	△ 2.1	0.1
30,787	31,118	32,289	32,914	32,433	30,181	30,501	31,759	32,056	30,832
0.0	0.4	△ 0.6	0.4	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.3	△ 1.2	△ 2.1	0.5
2.6	2.6	2.8	2.3	2.0	1.5	2.2	2.4	2.4	3.0
3.0	3.0	3.3	2.9	2.4	2.3	2.7	2.7	2.8	3.2
3.2	3.0	3.3	2.8	2.6	2.2	2.8	2.7	2.5	2.8
3.4	2.2	1.1	0.5	0.3	0.3	0.7	0.9	1.2	2.6
138.6	147.1	150.1	151.7	147.1	139.3	146.1	146.9	153.0	145.9
11.4	12.8	13.1	12.9	12.8	13.1	12.6	12.4	13.8	13.1
139.3	143.4	146.4	146.3	143.3	134.9	139.7	141.9	147.5	143.6
11.2	12.0	12.5	12.3	12.1	11.2	11.7	12.2	12.2	11.5
1.21	1.20	1.19	1.20	1.20	1.21	1.20	1.18	1.15	1.11
1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
1.9		1.9			2.1			2.6	
2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.6	2.7	2.8	2.8

5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和5年4月1日現在、本県は、第23表のとおり102.2で全国第1位となっている。しかしながら、第24表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第7位にある。

第23表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	静岡県	42.5	102.2
2	三重県	43.8	101.2
3	愛知県	41.4	101.0
4	大阪府	41.6	100.8
5	福岡県	41.8	100.7
6	東京都	42.4	100.5
6	広島県	43.3	100.5
参考	国	42.4	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第24表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	42.4	398,086円
2	神奈川県	42.9	381,122円
3	兵庫県	43.3	377,233円
4	愛知県	41.4	373,607円
5	大阪府	41.6	371,038円
6	三重県	43.8	369,671円
7	静岡県	42.5	368,193円
参考	国	42.4	404,015円

第25表 平均給与月額の状況

(総務省 令和5年地方公務員給与実態調査結果)

団体	静岡県	国
平均年齢	42.5歳	42.4歳
平均給与月額	368,193円	404,015円
平均給料月額	330,675円	322,487円
諸手当	37,518円	81,528円
地域手当	13,291円	43,800円
その他手当	24,227円	37,728円

- (注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。
 2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20~0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。
 3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数 $4,030 / 4,000 \times 100 = 100.75$

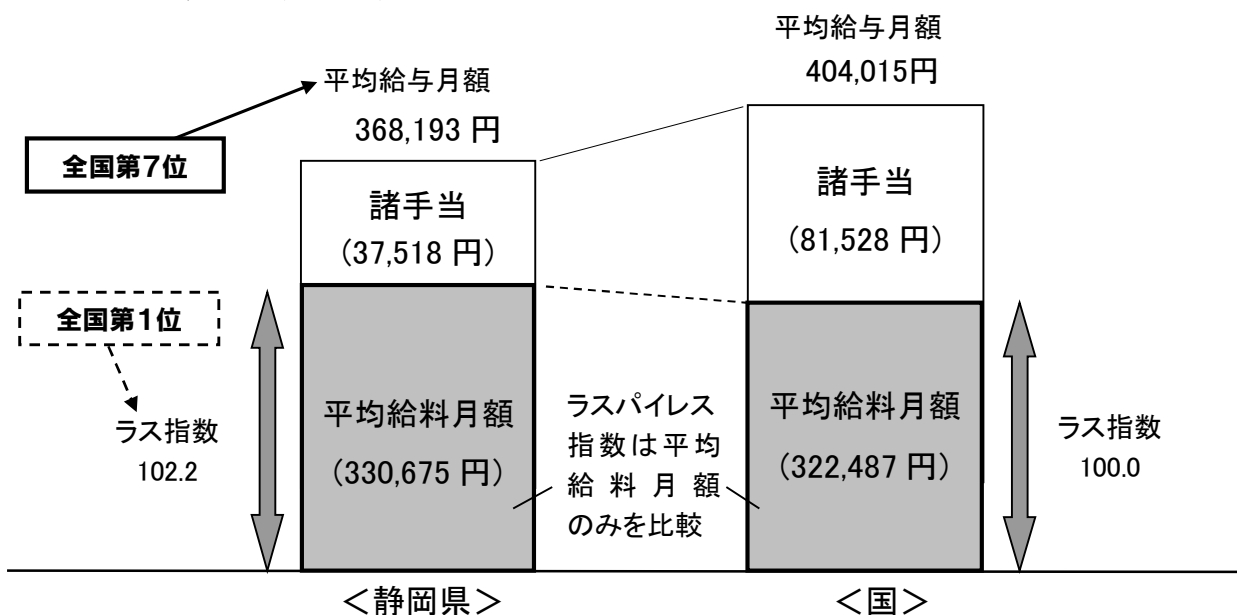
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



6 人事院勧告の概要

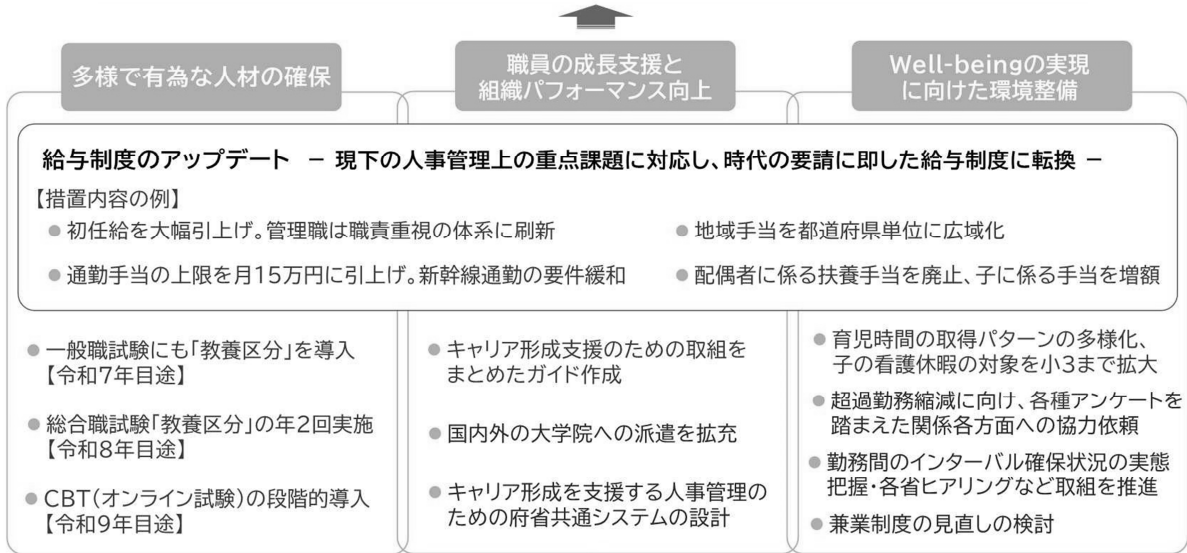
令和6年8月8日

令和6年 人事院勧告・報告の概要



人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



人事行政諮問会議 中間報告を 踏まえた取組

- 職員の判断のよりどころとなり、国民の信頼を得るための行動規範の検討
- 職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要な施策等の検討
(在級期間に係る制度・運用の見直しの検討、官民給与の比較を行う際の企業規模の検討など)

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- 【月例給】官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- 【ボーナス】0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- 【給与制度のアップデート】現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるコースへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「バア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善
官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与勧告のポイント②

月例給 [民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較] 《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳]
 - ⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分(※) 1,267円]
 - ※俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
 - 【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])
 - 【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円
- ▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス [直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較] 《令和6年4月1日実施》

- ✓ 民間の支給割合…4.60月
- ✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月 (一般の職員の場合の支給月数)
- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
 - 年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)
- ▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分ずつ均等に配分

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.275月 (現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月 (支給済み)	1.075月 (現行1.025月)
7年度	期末手当	1.25月	1.25月
	以降 勤勉手当	1.05月	1.05月

寒冷地手当 《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

2

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

① 人材の確保への対応

潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上

② 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映した処遇とするとともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化

③ ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応

職員の選択を後押しし、様々な形で活躍を支援

若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様化を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

3

【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給 若年層競争力 職務職責重視 能力実績反映

- 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ。採用市場での競争力のある水準に
令和6年4月実施
- 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善
- 本府省課室長級について、職責重視の体系に刷新。重い役割に見合う処遇を確保
 - 俸給月額の最低水準引上げ、隣接する級間の俸給月額の重なり解消などにより、昇格時に給与が大きく上がる仕組み
 - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与上昇を確保

地域手当 地域給与反映

- 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏まえ、支給地域等を見直し
 - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ広域化。民間賃金の高い中核的な市は個別指定
 - 級地区分：7段階から5段階へ削減
 - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。引上げは都道府県割合の1段階上までに抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施
- 異動保障を2年間に3年間に延長
- 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

その他諸手当 採用・異動ニーズ 環境変化対応

- 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス 能力実績反映

- 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボーナス増額を可能に
- 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員 採用・異動ニーズ

- 異動に資する手当(地域手当の異動保障、住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)を支給。多様な人事配置での活躍を支援

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

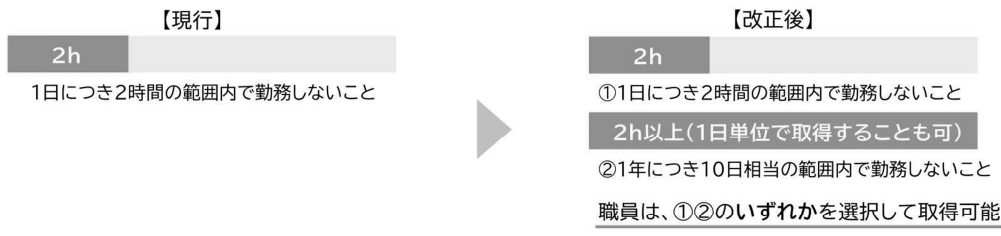


趣旨 本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする

➤➤➤ 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上

概要 育児休業法を改正し、

- 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に
- 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大



※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

